

お元気ですか

東京シティ税理士事務所ホームページをご活用ください! <http://www.tokyocity.co.jp>

東京シティ税理士事務所
ニュース
〒163-0437
東京都新宿区西新宿2-1-1
新宿三井ビル37階
TEL.03(3344)3301
FAX.03(3344)9053
E-mail:voice@tokyocity.co.jp

FPB記

「生命保険の見直しのポイント」

皆さんは、自分が加入している生命保険の内容を理解していますか？多くの方が保険外交員の人に勧められるままに加入しているのではないのでしょうか？結婚前に加入した生命保険の死亡保険金の受取人が母親になったままではないですか？

生命保険を見直すポイントは、解約しない事を前提に見直すことです。保険料は加入年齢が上がるとともに増加します。結婚して保険金を増額する場合や収入が減少して保険料を減額する場合には、現在加入している保険を解約なしに見直すことがポイントです。

特に金利の高い時期に加入した貯蓄性の高い生命保険（終身保険、養老保険）は要注意です。予定利率というものがあります。現在最大で6%ぐらいのものもあります。現在

加入する保険の予定利率は、1.5%程度と言われています。同じ保険料を支払っても満期返礼金の受取金額が大幅に違います。

医療技術は、時代とともに進歩しています。現在、従来の保険ではカバーできない医療技術に対応した保険として先進医療保険が注目されています。医療保険の加入は、年齢やライフスタイルに合わせて適時に見直す事をお勧めします。

ファイナンシャルプランナー
草刈章雄



We work
very well together.



事務職ご挨拶

土橋笑実です。



石渡チームの秘書をしております。今年も前向きに仕事にぶつかっていききたいと思います。お客様のご健勝をお祈りいたします。

長尾早江子です。



村岡チームの秘書をしております。先生方が良い仕事を出来るよう今年もがんばりたいと思います。よろしく願いいたします。

富谷綾です。



菊地チームの秘書をしております。先生方と皆様にとって良き1年になりますよう願っております。

総務職ご挨拶

剣持嘉宏です。



草刈章雄担当の事務職です。まだ入社1年ですが早く皆様のお役に立つようになりたいと思います。ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

松本詞郎です。



事務所内のIT担当です。お客様のお仕事が安全に、確実に進むよう事務所内外のインフラを守っていきたく思っております。よろしくお願いいたします。

熊澤淳子です。



総務・経理担当をしております。今年も皆様にお役に立てるよう精進したいと思います。この1年皆様にとっていい年でありますようお祈り申し上げます。

2012年 新春のごあいさつ

アップルコンピュータ創業者のステイブジョブ氏はiPhoneを創る際、発売わずか3週間前に完成品を見たとき、妥協できない部分を見つけて「これでは市場に受け入れられない」とデザインの作り直しを命じたそうです。それを受けた開発スタッフ陣は臆することなく不眠不休で最終案を作り直し、空前の大ヒットに結び付きました。

ジョブス氏の強いリーダーシップと確かなセンスが評価されていますが、表に出ないスタッフの強い結束力と尽力があつてその偉業でしょう。我々がスマートフォンやiPadのような新しい文化を手に入れることが出来るようになったのも、ジョブス氏の才能だけでなく、彼を支えるスタッフで優秀なチームの妥協ない仕事があつたからでしょう。

その時の社員のコメントに「私は、のアップルという会社を誇りに思う」とありました。このことを成し遂げるためにいろいろな才能を持った人間同士が強力なリーダーシップのもと結束し共鳴し、今までのない得なかつた新しい文化を創造して行く、かつて日本の戦後復興期に多く見られた姿ですが、最近ではコミュニケーションが希薄で結束の強いチームワークがあらゆる場面で欠けているように思います。次の好景氣を生む要素は、この辺にあるのかもしれない。

2012年が皆様にとってよりよい年になりますように。



パートナー税理士 菊地則夫

ここ数年、経済は世界的な規模で変化するようになつたと感じております。リーマンショックが世界経済に波及したり、日本の震災やタイの洪水の影響で経済が停滞したり、個人・企業の間が世界につながっている事を実感します。

2012年は、私が東京シティ税理士事務所に入所して10年目の年となります。この10年間で多くの経験をさせて頂きました。多くのうれしい成功体験と多くの失敗体験もしました。そして成長させて頂きました。その多くの経験を糧に次の10年を全く新しい視点・観点から見直して未来と向き合おうと思っております。

お客様成長につながる何かを求めてひとつずつ、二歩、目の前のできることから取り組んで参りたいと考えております。私個人の努力が、世界につながっているという気概で、次の10年後は自信を持って皆様にご挨拶が出来る自分になりたいと思っております。

パートナー税理士 村岡清樹



2012年となりました。本年もよろしくお願いいたします。

昨年日本経済は、大震災とそれに伴う原発事故により、停滞を強いられることになりました。加えて政治の混乱が、経済の回復を遅らせている状況です。そんな中、税制は「震災復興増税」から「財政再建増税」と増税路線色です。長期にわたる公共事業を中心とした経済政策を方向転換し、国家規模の将来ビジョンをしっかりと確立しなければなりません。そのビジョンに向かっての増税でなければ財政再建はおろか経済の浮揚も難しいのではないのでしょうか。

戦後日本は経済が右肩上がりであったため、国民はまじめに働いていれば豊かさを享受できていました。しかし、現在は、たまたまに働いていても豊かさを享受することはおろか、資産を守ることも難しい時代となりました。資産家の方につきましては、不動産の空室対策や土地の有効活用等の資産保全・節税対策・相続対策など、専門家とともに資産を守っていく必要があります。

皆様のお役に立てる様に、今年も東京シティ税理士事務所は精進いたします。



パートナー税理士 石渡芳徳

2012年 新春のごあいさつ 「運」によって学んだことを還元する年に

バブル経済が崩壊し、日本経済の成長が止まってから20年にもなります。毎年、毎年「今年は大変だ」と言い続けていたと思います。

また1年が始まります。私どもの事務所東京シティ税理士事務所は、おかげさまでこの混沌たる中で成長させていただきました。

ある経営者の方が「私は運がよかった。しかしその運を無駄に浪費することなく今日までやってきた」と書いていました。東京シティ税理士事務所にとって、20年前のバブル経済は「資産税」という分野の勉強や経験を積めた絶好のチャンスでした。その「運」を今まで発展させてこられたからこそ、この事務所があるのだと思います。「運」が私どもの事務所を作ってくれた事は否定しません。しかし、この「運」によって学んだことは今後も引き続き皆さんに還元しようと思っております。

2012年、今年もよろしくお願いいたします。



所長税理士 山端康幸

編集後記

「お元気ですか」で、毎回皆さんに事務所情報をお届けできる事をうれしく思っております。しかも毎回部数は増加しています。印刷部数で10,000部

を超えました。今後も多くの皆さんにお届けできるようがんばっていききたいと思います。（編集責任者 山端康幸）

◇東京シティ税理士事務所ニュース◇
2012年 新春号 <http://www.tokyocity.co.jp>
〒163-0437 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル37階
TEL.03(3344)3301 FAX.03(3344)9053
E-mail: voice@tokyocity.co.jp

平成24年度 税制改革は こうなる

平成24年度の税制改正は「喫緊の対応を必要とする項目」と「税制の抜本的な改革といった慎重かつ長期的な議論が必要とされる項目」に分けて2段階で行われていくという点で例年の税制改正のプロセスと大きく異なっています。

その背景には、国際的にも厳しい財政状況の中、今後の財政の最大支出項目であり、高齢化の進展によりますます支出が増大する社会保障費財源を安定的に確保するため消費税の増税が不可避という事情があります。

前者の喫緊の対応を必要とする改正項目は12月10日未明に「平成24年度税制改正大綱」として発表されました。平成24年度の税制改正大綱は「新成長戦略実現に向けた税制措置」「租税特別措置等の見直し」「地方税制度改革」「平成23年度税制改正の積み残し事項への対応」という4つの基本的考え方に立脚し取りまとめられました。

主だった改正項目を挙げると、住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置が一定の条件を前提に非課税枠が1500万に増額（平成25年以降は徐々に非課税枠が減額）されて3年間延長されそうです。また、住宅ローン控除も一定の新築住宅について残高

上限が1000万円引き上げられそうです。不動産税制については期限切れとなる重要な特例措置の大半が延長されるなど、比較的可利な改正となりそうです。

後者の税制の抜本的な改革は「社会保障と税一体改革」として年末までに素案がまとめられる予定です。前述した消費税増税を中心に、昨年の税制改正で見送られた相続税増税、所得税法人税、地方税についての見直し、納税者番号制度の導入などが改革案に盛り込まれる予定です。

議論の進捗によつては、消費税は2015年頃から、相続税については来年の途中には増税される可能性があり、今後の成り行きに注意する必要があります。

東京シティ税理士事務所では毎年めまぐるしく改正される税制に即座にかつ適切に対応したタックスプランニングをご提案いたします。税金について何かお困りのことがございましたらお気軽に、ご相談ください。

本年も引き続きよろしくお願いたします。

税理士 石井力



消費税の注意点

消費税を納める 人が増加（消費税の納税義務）

消費税の税率を上げる議論が続いていますが、税率を上げる以前で消費税が増税となる2つの大きな改正が行われました。

1つ目は、「消費税の事業者免税点制度」の改正が行われました。この改正により、平成25年1月1日以後に開始する個人事業者のその年又は法人のその事業年度について、消費税の納税義務が生ずる事業者が増える可能性があります。

この事業者免税点制度とは、小規模事業者に対する事務負担等の配慮として、前々事業年度の課税売上高が1000万円以下の小規模事業者は消費税の納税義務を免除するといふものです。このたびの改正により事業者免税点制度の適用を受ける事業者のうち、次の課税売上高が1000万円を超える事業者については、事業者免税点制度を適用しないことになりました。

①個人事業者のその年の前年1月1日から6月30日までの間の課税売上高
②法人のその事業年度の前事業年度（7ヶ月以下）のものを除く。③法人のその事業年度の前事業年度が7ヶ月以下の場合で、その事業年度の前1年以内に開始した前々事業年度があるときは、当該前々事業年度の開始の日から課税売上高

6ヶ月間の課税売上高当該前々事業年度が6ヶ月以下の場合には、当該前々事業年度の課税売上高。

なお、この課税売上高の金額に換えて所得税法に規定する給与等の支払額の金額を用いることができます。

2つ目は「課税売上割合が95%以上の場合の仕入税額控除」の改正が行われました。この制度は課税売上割合が95%以上であれば課税仕入れ等に係る消費税額を仕入税額控除の対象とするもので、改正により、平成24年4月1日以後に開始する個人事業者のその年又は法人のその事業年度についてその課税期間の課税売上高が5億円、その課税期間が1年に満たない場合は年換算以下の事業者に限り適用することになりました。これにより、その課税期間の課税売上高が5億円を超える事業者は、個別対応方式又は一括比例配分方式により仕入税額控除の計算をする必要があります。

今までより控除できる消費税額が減り、納税額が増える可能性があります。

税理士 大橋勇太



2012年

税務対策

ギリシャ・スペイン・イタリア・ハンガリーと金融危機はヨーロッパに波及しています。

他人事ではありません。「日本をどうするのだ」「ホントどうするのしょう」「責任を取って辞任します」「何人もTOPが変われば事が進むのですか？やめれば責任をとったことになると思っているのしょうか？」

世界経済、日本経済、政治と私個人では動かせない大きなものに腹立ててもしょうがない。

今年のキーワードは「待つてはいられない」にしようと思っております。経営は何かを待っているではありません。積極的に先行しなければなりません。そこで2012年以降の税務対策です。

①所得税の増税、法人税の減税対策

所長税理士 山端康幸



節税!!ここに技あり!! こうすれば節税できる

資産税編

税理士 風巻朋子



資産税には、不動産等の売却による利益に対する譲渡所得税、相続に伴う財産等の引継ぎに課税される相続税、生前に財産等を贈与する場合に課税される贈与税があります。

不動産の売却及び生前に財産を贈与する場合は、ご本人の意志で時期を選んで、行動を起こすことができます。

しかし相続税は税金が課税される時期を選べません。そのため短期的節税策が困難な税金といわれています。相続税の節税を考える場合、生前に財産の整理をすることをおすすめします。

どのような財産がどこにあるか、土地について有効活用されているか、土地の権利関係の整理がされているか、土地の測量分筆がされているか、などを確認整理することです。これにより、生前にしておかなければならない項目が明確になります。その延長上に生前贈与や土地の有効活用があります。近年増税を主とした税制改正が多くなっております。

特例の廃止・改変や新しい特例ができています。相続を意識した売却の時期、贈与の時期を考えなければなりません。

東京シティ税理士事務所の税理士にご相談ください。

所得税編

税理士 坂本晴良



個人事業者がリタイアしたあとの生活に備える制度として「小規模企業共済制度」があります。

この小規模企業共済制度で支払う掛金は、社会保険料と同様に全額所得から控除できます。つまり、経費と同様に収入から支払った掛金の額が控除できるため、その分所得税が安くなるわけです。

小規模企業共済制度は、小規模経営者のためのいわば退職金制度といえるものです。一定の小規模（例えば、不動産業を営む場合は常時使用する従業員の数が20人以下等）の個人事業主の方が事業を廃止した場合や会社等の役員の方が役員を退職した場合など、第2線を退いたときに、それまで積み立ててきた掛金に応じた共済金を受取ることでできる共済制度です。つまり、小規模企業者というものは、通常退職金というものがありませんので、その原資として掛金を負担し、いざというときに備えるという制度です。

掛金の月額額は、1000円から7万円までの範囲（500円刻み）で自由に選ぶことができます。経営者個人の節税対策となりますので、まだご加入されていない方は検討してみたいかがでしょうか。詳細は中小企業基盤整備機構へ。

消費税編

税理士 新庄百恵



課税売上割合 課税売上／課税売上＋非課税売上 が95%以上の場合に課税仕入れ等の税額の全額を仕入税額控除することができ、いわゆる「95%ルール」について、平成24年4月1日以後に開始する課税期間から、その課税期間の課税売上高が5億円を超える事業者には適用しないこととされました。95%ルールの適用がない事業者は、仕入税額控除の計算は次のように行います。

①個別対応方式

課税売上のみによる課税仕入れ等の税額×課税売上と非課税売上とに共通して要する課税仕入れ等の税額×課税売上割合

②一括比例配分方式（①のような売上との対応関係が区分できない場合等）

その課税期間中の課税仕入れ等にかかると税額の合計額×課税売上割合

（一括比例配分方式を選択した場合には、2年間継続適用しなければなりません）

消費税は節税策がなく事務負担の多い税金といわれています。通常の課税売上高が5億円以下の事業者でも、固定資産の売却などで5億円を超えるケースもあり得ますので、①と②の選択が重要となる場面があります。この改正に対応できるように、常日頃から区分しておくことが節税の第1歩となります。

法人税編

税理士 小野塚裕子



経費として支払った金額を税務上の損金として落とすためには、原則として領収書を保管しておく必要があります。

領収書は実際に経費として支払っていることを証明する書類ですから、これがあれば万が一税務署の調査が入ったときでも安心です。

その一方で、支払の際に領収書がもらえない経費も少なくありません。例えば、移動時の電車賃、バス代、自動販売機で購入した物品代、香典、祝い金等の支払い等です。

これらの領収書のない支払は「一切損金とすることができないのでしょうか？」

領収書のない支払をしたつと、出金伝票に日付、金額、支払先を正確に記入し、内容についても明らかにするようきつりと記入します。これを領収書の代わりとして保管しておけば大丈夫です。

さらに、交通費等であれば、精算の明細に業務の内容を記載した業務日報等も合わせて保管しておけば、証拠書類としては十分です。

慶弔の支払については礼状や案内等があればこちらも証拠書類となります。一緒に保管しておきましょう。

節税に裏ワザはありません。まめに記録をつけ保存することが法人税節税の王道といつこととです。

